平成24年(行ウ)第 号 大飯発電所3号機,4号機運転停止命令請求事件

原 告 134名

被 告 国

## 証 拠 説 明 書

2012年6月12日

大阪地方裁判所 第 民事部 御中

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さゆり

弁護士 高 山 巌

弁護士 瀬 戸 崇 史

頭書事件につき、証拠の説明をいたします。

号証	標 目 (原本・写しの別	(ا	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	発電用軽水型原 子炉施設に関す る安全設計審査 指針		1990.8.30	原子力安全 委員会	原子炉等規制法24条の許可の基準として用いられる原子力安全委員会の定めた基準の内容	
甲2	発電用原子炉施 設に関する耐震 設計審査指針	写し	2006.9.19	原子力安全 委員会	阪神淡路大震災を踏まえて新た に策定された耐震設計審査指針。 耐震設計方針の妥当性について 審査する際の基準の内容	
甲3	新耐震指針に照 らした耐震安全性 評価のうち活断で 評価について( 飯発電所、高浜別 電所の敷地周の 断層評価)	写し	2009.5.23	関西電力 株式会社	これは福井県原子力安全専門委員会第51回の資料1-2である。 関西電力株式会社が行ったFoA 断層、FoB断層及び熊川断3回の2011年3月 所層の内容。今回の2011年3月 1日の地震では、とても連動な層が出ていた3つのある。ならるでは、とても連動したのである。なられた3中で表えくにある。またである。事実は一つの断層との3連動を考えるに、る。 にのは、ようなのが出されている。	
甲4	平成23年東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北	写し	2012.1.27	原子力安全· 保安院	従来は5km離れた活断層の連動は考慮しなくてもよいとされて内内を記しない。原子力活断層の連動性の検討において、活断層の連動性の検討において、活断層を超えていたの連動性を否定していたのでは地形及び地質に過程にある。と、と、と、これは本件のFoA断層の連動の可能性を検討せよという趣旨である。	
甲5 の1	平成23年東北地 東北東北大 東東地大 東東地大 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	写し	2012.2.29	関西電力 株式会社	原子力安全・保安院の1月27日付指示に対する関西電力の回知の間では、「連動の可能性を検討した活断層について、地形及び地質構造の形成等を利力を関係ではないと質点ができる。しかし、今後も、活断層の連動に関するにはないと、今後も、活断層の連動に関するにのが、が、一方の対応に関するにのが、が、一方の対応に関するにのが、一方の対応にのでは、一方のが、一方のが、一方のが、一方のが、一方のが、一方のが、一方のが、一方のが	

号証	標 目 (原本・写しの別	J)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲5 の2	添付資料3 データ拡充の為の調査 の実施(甲5-1に 添付)		2012.2.29	関西電力 株式会社	甲5の1の報告のデータ拡充のために調査する地域の図示	
甲5 の3	活断層の連動を 仮定した地震動に 関する検討(甲5- 1に添付)	写し	2012.2.29	関西電力株式会社	連動については考慮による。 を関西では表情にでは、 を関西では、 を関西では、 を関西では、 を関西では、 を関いした場合のでは、 を関いした場合のでは、 を関いした。 を関いした。 を関いした。 を関いした。 を関いした。 を関いいる。 を認いないる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 を超れる。 をとしてでのがこるがこる。 を超れる。 をといれる。 をといれる。 でである でである でである でである にいる。 にい。 にいる。	
甲6	原子力発電所敷 地周辺の活断層 の連動に係る事 業者意見に対す る委員意見及び 保安院の見解(第 15回地震・津波 意見聴取会)	写し	2012.3.28	原子力安全· 保安院	2012年1月27日の活断層連動性 に関する保安院指示に対する各 電力事業者からの報告を受けて、 3月28日の地震・津波意見聴取会 に提出された保安院の見解並び に連動性に関する同聴取会委員 の二つの意見の内容。	
甲7	FO-A断層~FO-B断層と熊川 断層の連動に関 する評価について 【総括】		2012.5.8	原子力安全· 保安院	5月8日の福井県原子力安全専門委員会での保安院の説明資料。その中で「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(抄)」を引用しているが、引用部分は5.基準地震動に限られ、しかもそこの「i)の応答スペクトルに基づく地震動評価及びii)の断層モデルを用いた手法による地震動評価の双方を実施し、それぞれによる基準地震動5sを策定する」という箇所に波線を入れて強調している。	

号証	標目(原本・写しの別	IJ)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲8	大号に全告る耐結安器 発制に全告のでは 発 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	b	2010.1.15	関西電力株式会社	大飯3・4号機の安全性のでは、1000円	
甲9 の1	2012年5月15日 政府交渉における 原子力安全・保電 院の原子力発電 安全審査課・耐震 安全審査室の御 田俊全審査官の発言 (CD)		2012.515	美浜・大飯・ 高浜原発に 反対する大 阪の会	2012年5月15日参議院会館行われた大飯3・4号の再稼動問題の交渉で、耐震関係の専門官である御田俊一郎上席安全審査官が、社民党の福島みずほ国会議員も立会う場で、制御棒の挿入時間の評価値(計算値)が評価基準値2・2秒を超えた場合、何らかの補強工事などを行って、評価基準値を超さないようにしない限り、運転し	
甲 9 の 2	録音おこし				できないと発言をしたこと。同年3月1日の交渉でも御田氏は同じ発言をしている。	
甲10	「制御棒挿入による原子炉緊急停止に係る安全余裕に関する検討について」について	写し	2009.3.16	原子力安全 委員会	原子力安全委員会が、2007年7月の中越沖地震によっても、柏崎 刈羽原発の安全性が保たれたこと から、安全余裕を改めて重視する 観点で、「止める」に関わる重要な 制御棒挿入時間の余裕について 検討した結果。図1で安全保界に 対して安全余裕がとられて判断基 準があり、さらに安全余裕を見て 評価値が立てられている。非常用 炉心冷却系の性能評価指針(甲 11)の1,200 を判断基準にしていること(図3)。	

号証	標 目 (原本・写しの別	IJ)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲11	軽水型動力炉の 非常用炉心冷却 系の性能評価指 針	写し	1981.7.20	原子力安全委員会	1979年3月のスリーマイル島原発事故を踏まえて決定された指針において「燃料被覆の温度の計算値の最高値は、1,200 以下であること」と規定していること(3.基準の(1))。燃料棒挿入時間の評価基準値(許容値)はこの規定を判断基準とし、さらに大きな安全余裕をみて立てられている。炉心溶融となる温度2,800 とは大きく隔たっている。	
甲12	伊方3号機制御棒 挿入性の評価に おける応答倍率 法の適用性	写	2009.12	四国電力株式会社	伊方3号について地震時の制御棒挿入性を解析した結果において、古い基準52で計算した結果を基礎にとり、5sになった場合の床応答などの比率を用いて計算するという応答倍率法が用いられているが、たとえば7頁の図5.3.3-16(2/2)を見ると、横軸の加速度が増えると、地震による挿入時間遅れの比がほぼ直線に近い曲線に沿って上昇していることから、この曲線として2次曲線をとれば十分なこと。	
甲13	総検第5 - 3号 総検第4 - 1号等 で示された質問に 対する回答	写し	2012.3.13	原子力安全· 保安院	関西電力は、原子力検査・保安院に対して、「大飯3・4号機の耐震バックチェックにおける制御棒挿入性評価を進めていたところ、その評価が完了したとしており、その結果については、許容値2.2秒に対して1.88秒(地震による遅れ時間0.23秒)で挿入される」と報告したこと(p7)。	
甲14	資料No.1-2 制御棒挿入性の 評価について	写し	2012.5.21	関西電力 株式会社	大飯3号機、4号機の制御棒挿入性については関西電力としては2.16秒として報告していること。甲13にも出て〈る1.88秒は「ストレステスト審査の過程において、制御棒挿入性に関する質問を受け、その回答対応の参考として、新耐震指針の基準地震動Ssに対する詳細解析結果1.88秒(時刻歴解析法)を提出した」ものであり、1.88秒は、未だ回答対応の参考的な数値であること。	

号証	標 目 (原本・写しの別	J)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲15 の1	資料No.1・1 野層の連動を 地震動の 大地震動の で主要について	頃し	2012.5.21	関西電力株式会社	2012年5月21日の福井電子121日の福井電子121日の福井電力で1日で12年5月21日の福井電力で1日で12年1日の12日で1日で12日で1日で12日で1日で12日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日で1日	
甲15 の2	2012年5月21日福井県原子力安全専門委員会における資料No.1-12頁のグラフに関する関西電力の説明のうち方向の取り方に関する部分		2012.5.21	美浜・大飯・ 高浜原発に 反対する大 阪の会	関電が2月29日に提出した活断層3連動の地震動グラフを5月21日の説明で変えたことについて、「方位磁石の東西南北とは異なりまして、原子炉建屋を北側に、タービン建屋を南側に配置したときの東西南北を表してございます」と述べている。	

号証	標 目 (原本・写しの別	])	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲16 の1	大の3井子員望料資月力会資所更和電資月全地会性G資月全地会性Gの連県力会書~料日安資料原可年 3日員動び価第4日員動び価第発帯関福全のび 2井専1大炉請月 20月会評施委57-20月中価設員211年専門・飯設書関 年の設置書 20月中価設員2-10月中価設員2-10月中価設員4年断る県門・属 年原委 発置書関 年力震委健会号年力震委健会号層福原委要資 5子員 電変昭西 4安・員全W号3安・員全W号層福原委要資 5子員 電変昭西 4安・員全W号		2012.6.1	ション及び美 浜・大飯・高 浜原発に反	左記団体が、大飯原発の敷地と周辺の地盤に関する2つの問題について、福井県と福井県原子力安全専門委員会に対して、 1.F-6破砕帯をなぜ活断層と評価しないのか 2.Fo-B、Fo-Aと熊川断層の連動について、これらの中間に位置するJNO-3やリニアメントFo-20などの構造から、Fo-B、Fo-Aと熊川断層の連動はないという判断はできないのではないかという質問・問題提起をしたこと。	
甲16 の2	「大飯原発3・4号 の破砕帯、活断層 3連動に関する福井県と安全専門委 子力会へのの渡辺博・要 望書」への渡辺満 久東洋大学教授 のコメント	原本	2012.6.1	東洋大学教授 渡辺満久	甲16の1の質問·要望書の内容について、専門家(変動地形学)である渡辺満久教授が、根拠を詳細に示して、その疑問点が妥当であると述べたこと。	
甲17 の1	中日新聞記事		2012.6.7	中日新聞社	大飯原発敷地内の破砕帯(断層)について、渡辺教授と鈴木教授の見解を伝える記事。さらに専門家会議委員で産業技術総合研究所の杉山雄一主幹研究員の「大飯原発など若狭湾の原発は、現地調査であらためて状態を確認するべきだ」との発言を伝えている。	
甲17 の2	中国新聞記事		2012.6.7	中国新聞社	記事は甲17の1と同じだが、独自の解説で「全原発データ再確認を」と主張し、破砕帯のイメージ図を載せている。	

号証	標 目 (原本・写しの別	( ا	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲18 の1	福井新聞記事		2012.6.8	福井新聞社	大飯原発敷地内の破砕帯(断層) に関する記事で、7日記者会見で の原子力安全委員会・班目春樹 委員長の「最新の知見が出たな ら、原子力安全・保安院で評価を しっかりやり直すべきだ」との見解 を伝えている。	
甲18 の2	読売新聞記事		2012.6.8	読売新聞社	大飯原発敷地内の破砕帯は活断層かという専門家の見解を紹介し、福井県原子力安全専門委員の「再稼働の是非がこれだけ注目されている中で、一般が納得するような安全性判断をするためには、検討しなければならない問題だと思う」との考えを伝えている。	
甲19 の1	発電用原子炉施 設の耐震安全性 に関する安全審 査の手引き		2010.12.20	原子力安全 委員会	耐震設計審査指針に付随する安全審査の手引き。19頁のV.建物・建築物の地盤の支持性能の評価にただし書きがあり「耐震設計上考慮する活断層の露頭が確認された場合、その真上に耐震設計上の重要度分類Sクラスの建物・構築物を設置することは想定していない」と記述。	
甲19 の2	福井県原子力安 全委員会5月8日 資料No.1-2 「敦賀発電所敷地 内の破砕帯の調 査について」	写し	2012.5.8	原子力安全· 保安院	原子力安全・保安院が5月8日の福井県原子力安全専門委員会で説明した資料。2頁に(注)として「原子力安全委員会の耐震と指針の手引きによれば、活断層や副配で設計という記述がある。また、同原という記述がある。また、「浦底断層の動きに引きずられた可能性がある」との記述がある。64頁の[参考]で「厳格に審議していく予定であり」と書かれている。	
甲20	原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-19 91追補版	写し	1991.12.20	財団法人 日本電気協 会 電気技 術基準調査 委員会	地震動評価から機器・配管系の耐震設計に至るまでの具体的な評価方法を規定。第6章 機器・配管系の耐震設計の3.動的機器の耐震性評価法の最後に3.5.12に制御棒の挿入時間に関する評価方法がある。	